

近年新しい経済取引の対象として登場してきた仮想通貨は、原則として国境のないインターネットの世界での商取引を円滑化するために考案された電子情報である。もともと、通貨という名称を冠してはいるが、ビットコインをはじめとする主な仮想通貨は、ブロックチェーンというデータの分散管理を特徴とするシステムの上で運用される暗号情報であり、従来のそれぞれの国ごとに存在する法定通貨とは似て非なるものである。さらに仮想通貨はインタ

仮想通貨の本質と会計基準

な新しい経済事象（取引）に対して会計の世界ではどのような対応がされているのであろうか。

平成29年12月6日、企業会計基準委員会は、実務対応報告公開草案第53号として「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」を公表した。注。ここでは、いまだ定着していない仮想通貨の会計処理について明確な指針が示されない場合、多様な会計実務処理が形成されてしまうことが想定されるため、仮想通貨交換業者および仮想通貨利用者に向けて最適な会計処理方法についての提案がされている。今回の提案では外国通貨、有価証券等の金融

を確定する重要な要素である期末時点での評価（貸借対照表価額の決定）が主たる論点となる。今回の提案においても、仮想通貨の期末評価につき、有価証券などと同様、その資産の保有目的や活発な市場の有無（市場価格の有無）の観点から、時価もしくは取得原価による評価の指針が示されている。

ここでは、基本的な考え方として、活発な市場が存在する仮想通貨については市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理し、活発な市場が存在しない仮想通貨については取得原価をもって貸借対照表価額とするという指針が示されている。

今までにないタイプの資産である仮想通貨の取り扱いについては、その会計処理基準の設定につき、会計の世界でも新たな試金石となっている。当面は今回の提案に沿って会計実務慣行が形成されていくことが予想されるが、一方で、コインチェック社の通貨流出問題に表象されるように、市場そのものの脆弱性も指摘されており、その定着にはまだ時間がかかりそうである。仮想通貨の会計上の取り扱いについては今後も注視が必要であろう。

（注）平成30年3月14日に企業会計基準委員会は、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」を公表した。

脆弱な市場 定着には時間が

インターネット上の汎用通貨の範囲を超え、余剰資金の投資（あるいは投機）の対象とされ、過熱化したブームの最中にある。貨幣と金融商品、さらには金地金などの現物商品などとも類似する多面性を持つこのよう



名古屋経済大学
経営学部准教授

佐藤 豊和

かとう・とよかず 会計学 名
古屋経済大学大学院博士後期課程
単位取得退学。1970年生まれ。

商品、コモディティなどトレーディング目的で保有する棚卸資産、無形固定資産など、仮想通貨の性質と類似する既存の資産項目との比較検討を行い、結果、既存の会計基準、会計処理方法をそのまま仮想通貨にも直接的に適用できる資産項目はなく、仮想通貨独自の新たな会計処理方法を設定する必要があるという考え方に帰着している。

現代の会計では、企業の経済的実体を明らかにすることが重要視され、殊に資産については、期間損益等

